

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉見上・吉見下地区

(奥畑集落、年永集落、宗房集落、野添集落、里集落、中町集落、尾袋集落、船越集落)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年3月16日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

法人	1経営体
個人	3経営体

(2) 農地の集積面積

54.7ha

4. 地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉見上・吉見下地区は、水稻、大麦、花きの生産が盛んな地区であり、農事組合法人吉見ファームが地域内の農地を集積し、効率的で安定的な土地利用型農業を行い、個人の3経営体は、花きを中心に栽培し、6次産業化等に取り組む。

また、地区内農家の高齢化に伴い離農や規模縮小する農家が出てくることも想定されることから、地域内で定期的な協議の場を設け、今後も農事組合法人吉見ファームを中心に農地の集約化を図り、ほ場整備田の耕作放棄地の防止に努める。

5. 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付等の意向

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、34筆、50,377㎡となっており、その内4筆、16,030㎡は来年度から(農)吉見ファームが中間管理機構を通して借り受けることが決まっている。

(2) 農地中間管理事業の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

(3) 6次産業化への取組方針

- ・一部の個人経営体で漬物やもち米を使った加工品の製造等に取り組む。

